損害保険料	—	発電等設備の箇所数比	—	［略］
普及開発関係費	—	発電等設備の帳簿原価比	［略］	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
固定資産税	発電等設備の帳簿価額比	—	［略］	—
雑税	—	発電等設備の帳簿原価比	—	［略］
減価償却費	発電等設備の帳簿価額比	—	［略］	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
共有設備費等分担額	—	発電等設備の帳簿原価比		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
建設分担関連費振替額（貸方）	発電等設備の帳簿原価比	—	—	［略］
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	発電等設備の帳簿原価比	—	［略］
電気事業財務費用	—	発電等設備の帳簿原価比	—	［略］

損害保険料	—	発電設備の箇所数比	—	［略］
普及開発関係費	—	発電設備の帳簿原価比	［略］	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
固定資産税	発電設備の帳簿価額比	—	［略］	—
雑税	—	発電設備の帳簿原価比	—	［略］
減価償却費	発電設備の帳簿価額比	—	［略］	—
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
共有設備費等分担額	—	発電設備の帳簿原価比		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
建設分担関連費振替額（貸方）	発電設備の帳簿原価比	—	—	［略］
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	発電設備の帳簿原価比	—	［略］
電気事業財務費用	—	発電設備の帳簿原価比	—	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（電気事業会計規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二十二条　電気事業会計規則等の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第五十号）の一部を次のように改める。

附則第三条中「第四十三条」を「第三十九条」に改め、「第二十七条の十一」の下に、「、第二十七条の十一の十三」を加える。

附則第五条中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。